

# 平成 17 年度決算審査等の概要

～ 確立された 1 年を通しての決算審査サイクル～

決算委員会調査室 おくい しゅんじ  
奥井 俊二

## 1. 平成 17 年度決算の審議経過

平成 17 年度決算は、第 165 回国会（臨時会）中の平成 18 年 11 月 21 日に、平成 17 年度決算検査報告とともに国会に提出された。

参議院においては、11 月 24 日の本会議で尾身財務大臣から概要報告を聴取し、質疑が行われた後、同日、決算委員会に付託された。

委員会では、付託当日に概要説明を聴取した後、12 月 4 日に安倍内閣総理大臣以下全閣僚出席の全般質疑が行われ、さらに第 166 回国会（常会）には、平成 16 年度決算審査に係る「「内閣に対する警告」及び「措置要求決議」に対して政府等が講じた措置」<sup>1</sup>（以下「政府が講じた措置」という。）に関する集中的な質疑が 19 年 3 月 16 日に行われたのを皮切りに、延べ 7 回に及ぶ省庁別審査、財務大臣及び質疑者要求大臣出席の締めくくり総括的質疑が行われ、6 月 11 日には安倍内閣総理大臣以下全閣僚出席の締めくくり総括質疑が行われた。

締めくくり総括質疑終了後、平成 17 年度決算外 2 件については、多数をもって是認、6 項目の「内閣に対する警告」（以下「警告」という。）については、全会一致をもって警告すべきものと議決された。また、同じく 10 項目の「内閣等に対する措置要求決議」<sup>2</sup>（以下「措置要求決議」という。）並びに 2 項目の「国会法第 105 条に基づく会計検査院に対する検査要請」（以下「検査要請」という。）は<sup>3</sup>、全会一致をもって議決された。

## 2. 平成 17 年度決算審査等において実現した新たな取組

近年、決算委員会では、決算審査を充実させる観点から様々な取組が行われてきた。

平成 13 年度決算の審査では、35 年ぶりに常会中に決算審査を終了し、また、例年本会議の議決対象となっている「警告」とは別に、新たな委員会決議として「内閣に対する要請」が行われた。平成 14 年度決算の審査では、総理以下全閣僚出席の全般質疑が予算委員会における総予算審査の基本的質疑に先立ち行われ、さらに、平成 15 年度決算の審査では、決算の国会への早期提出が実現するとともに、「内閣に対する要請」に替えて各会派が一致して内閣等に適切な措置を執るよう求める「措置要求決議」や「検査要請」が新たに行われた。

平成 17 年度決算の審査等でも、決算審査を充実させる観点から新たに 3 つの取組が行われている。

新たな取組の第 1 は、「政府が講じた措置」に関する集中的な質疑が行われたことである。

「政府が講じた措置」については、これまでも政府から参議院あるいは決算委員会に提出されてきた。昨年まではこの「政府が講じた措置」に対し、委員会としての対応は特に行われなかったのだが、平成 17 年度決算の審査においては、政府の取組状況を詳らかにするため、平成 16 年度決算に係る「政府が講じた措置」に関する集中的な質疑が初めて行われた。

新たな取組の第 2 は、「検査要請」に対する検査報告等を踏まえた集中的な質疑が行われたことである。

平成 15 年度決算の審査において 9 項目もの「検査要請」が行われ、このうち「特別会計の状況」、「政府開発援助（ODA）」などの 7 件の検査報告が、18 年 9～10 月に相次いで国会に提出された<sup>4</sup>。また、17 年 11 月の「会計検査院法」の一部改正を踏まえて、「高速道路の建設事業に係る入札・契約制度の見直しの状況等」など 5 件の「随時報告」が、18 年 7～10 月に国会に提出された<sup>5</sup>。決算委員会においては、平成 17 年度決算の審査に先立ち、これらの検査報告を委員会で審議すべきとの観点から、18 年 11 月 15 日に質疑が行われた。

新たな取組の第 3 は、「政府関係機関」<sup>6</sup>を対象とした省庁別審査が行われたことである。

省庁別審査の対象は政府及び政府関係機関等であるが、例年 6 回行われている省庁別審査においては、審議時間の関係等から府省に関する質疑が大半であり、「政府関係機関」に対してほとんど質疑が行われてこなかった。しかし、第 166 回国会には「株式会社日本政策金融公庫法案」などの政策金融改革関連法案が提出されていたこともあり、決算委員会でも「政府関係機関」の決算に関して質疑すべきとの意見があり、例年 6 回の省庁別審査の回数を 1 回増やし、「政府関係機関」のみを対象とした審査が行われた。

これらの新たな取組は、決算審査を予算編成へ反映させる観点から、いずれも有意義であるが、中でも「政府が講じた措置」に関する質疑が行われたことの意義は大きい。

そもそも決算審査は、国の予算執行を検証し、それを分析、評価するとともに、後年度の予算編成に反映させるという、いわゆる P D C A（Plan-Do-Check-Action）サイクルの C の役割を果たすものであるが、「政府が講じた措置」に関する質疑は、決算審査（C）の結果として講じた措置（A）について改めてチェック（C）を行うものであり、財政における P D C A サイクルをより実効あるものにする取組と言える。

今後は、「政府が講じた措置」に関する質疑を通じて、講じた措置の状況やその妥当性等が委員会で質されるため、政府は、措置を講じるに当たって今まで以上に国会の監視を意識した対応が必要になり、その結果、警告等が指摘した内容が、予算編成に一層反映されることが期待される。「検査要請」結果を踏まえた質疑と併せて、次に述べる決算審査サイクルの確立につながる特筆すべき取組と言えよう。

### 3．確立された 1 年を通しての決算審査サイクル

#### （1）前年度決算の 11 月中の国会提出

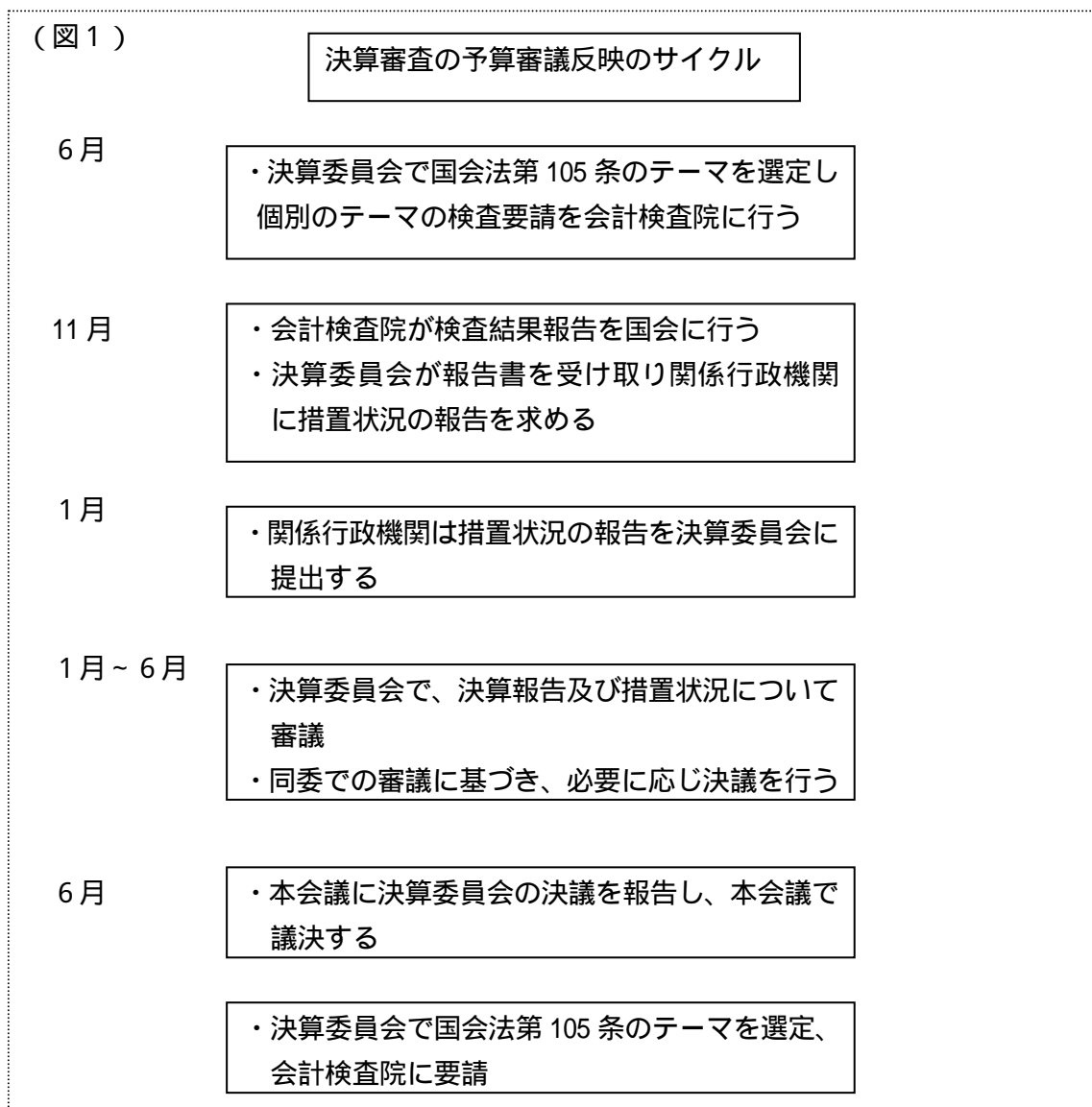
前述したように、平成 17 年度決算は平成 18 年 11 月 21 日に国会に提出された。これは一昨年の平成 15 年度決算に次ぐ 2 度目の早期提出であった。なお、平成 16 年度決算は、

第 164 回国会(常会)冒頭の 18 年 1 月 20 日に提出されたが、これは提出予定時期の 17 年 11 月 20 日前後に国会が閉会中であつたとの事情によるものであり、その時期には、同決算は国会提出が可能な状況にあつたことを踏まえれば、前年度決算の 11 月中の国会提出は定着したと言える。

(2)17 年 8 月 5 日付け決算委員会理事会申し合わせが意図した決算審査サイクルの確立  
 前述した「政府が講じた措置」に関する質疑及び「検査要請」結果を踏まえた質疑が実現したことにより、1 年を通しての決算審査サイクルがほぼ確立された。

この決算審査サイクルの考え方の源は、「参議院決算審査の充実について」と題する 17 年 8 月 5 日付けの決算委員会理事会申し合わせにある。その内容は、「立法と調査」259 号(2006 年 9 月号)の筆者論文「平成 16 年度決算審査の概要」(69~78 頁)に詳しく紹介したが、重要な部分なので、その意図しているところを改めて紹介しておきたい。

この理事会申し合わせを分かりやすく図示すると、図 1 及び図 2 となる。



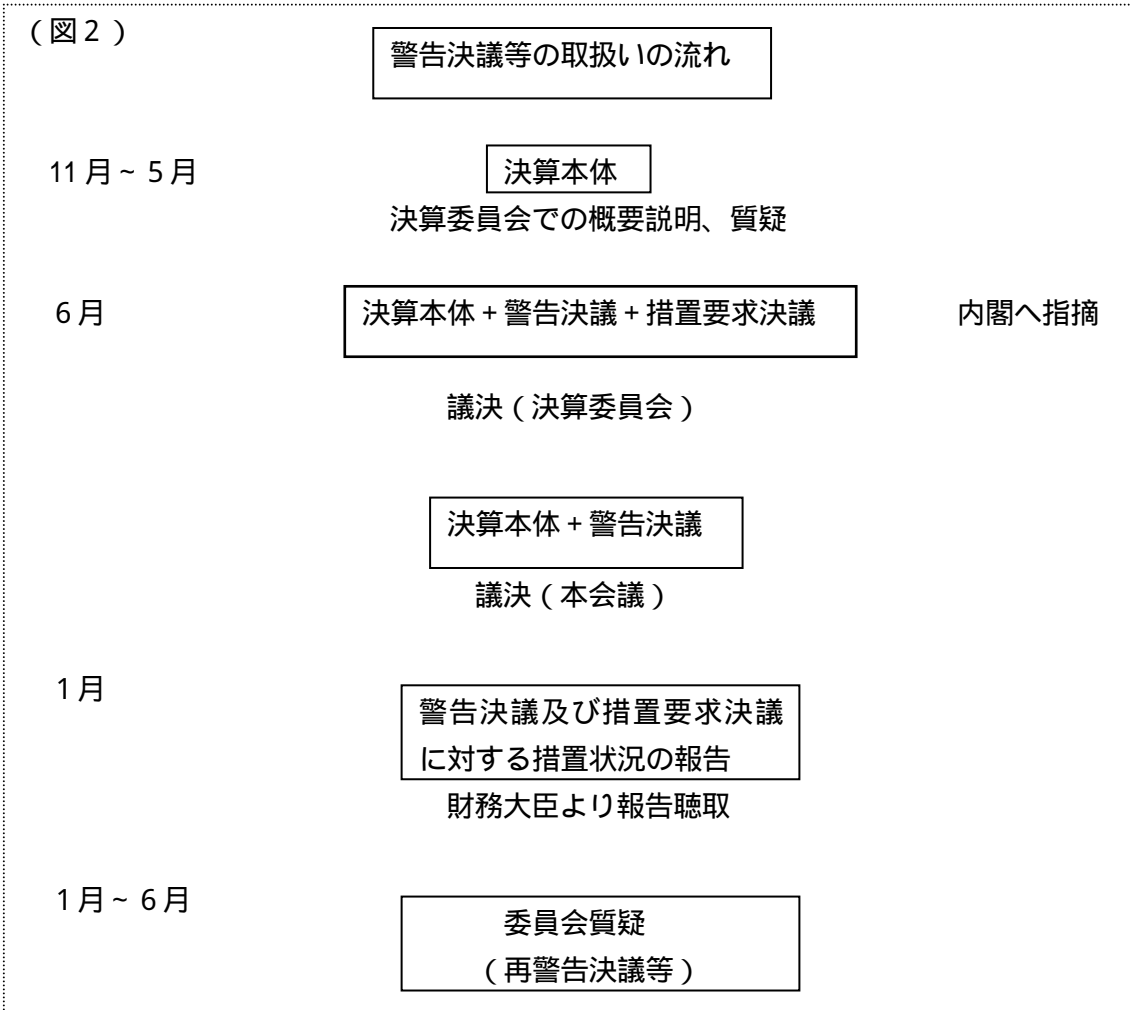


図1、2からも分かるように、上記理事会申し合わせは、「検査要請」に対する検査報告、あるいは「警告」及び「措置要求決議」に対し内閣が講じた措置状況について、委員会でしっかりフォローアップし審査することに力点を置いている。これにより、政府が決算審査や決議の内容をおざなりにすることを許さず、これまで以上に決算審査結果を予算審議へ反映させる仕組みを確立し、国会における財政統制をより高めることを狙いとしている。

今般の「政府が講じた措置」に関する質疑及び「検査要請」結果を踏まえた質疑の実施は、正に上記の理事会申し合わせの考え方を実現したものであり、今般の決算審査において、1年を通しての決算審査サイクルが確立されたと称した理由はここにある。

今後は、(1)本年秋に、「検査要請」に対する検査報告や随時報告を踏まえた質疑の実施、(2)本年11月～20年6月頃に、平成18年度決算及び平成18年度決算検査報告の提出を受けての決算審査の実施、(3)20年1～3月頃に、平成17年度決算審査に係る「政府が講じた措置」の提出を受けての質疑、(4)概算要求前の20年6月頃に、警告を含む決算の議決案及び措置要求決議、検査要請の議決、(5)さらに20年秋には再び「検査要請」に対する検査報告や随時報告を踏まえた質疑の実施、といった1年を通しての決算審査サイクルを定着していくことにより、決算審査結果の予算編成への一層の反映が強く期待される。

#### 4. 「警告」、「措置要求決議」、「検査要請」の概要

「警告」、「措置要求決議」、「検査要請」は、決算審査結果を予算編成に反映させるための重要なツールであり、平成17年度決算審査におけるそれらの決議の概要を紹介する。（誌面の関係で、委員会決議である「措置要求決議」及び「検査要請」は、項目のみ紹介する）

なお、「警告」は、政府等が行った不当・不適正な事業や、非効率な予算執行などに対する参議院としての決議である。また、「措置要求決議」は、「警告」の対象となるほどの事象ではないが、決算的観点から、行政の制度面や実施面での改善が必要な場合に、その改善を求めるものなどと位置付けられた決算委員会としての決議であり、1つの事象が「警告」と「措置要求決議」の両方に重なって取り上げられないよう配慮されている。

##### 〔内閣に対する警告〕

内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

- 1 国民との双方向の重要な対話の場として政府が行うタウンミーティングにおいて、コスト意識を欠いた不適切な運営が行われていたことに加え、内閣の重要課題について広く国民から意見を聞くという趣旨を逸脱し、事前に発言の依頼が行われていたことは、看過できない。

政府は、新たな方式による出直しに当たり、国民との直接対話の意義及び広く民意を政策形成に反映させることの重要性を認識し、関係者全員に対してコスト意識を徹底させるとともに、テーマや発言者の選定、契約、会計経理などについて、透明かつ公正適切な運営への改善を図り、効果的な国民との直接対話の場の実現に尽力すべきである。

- 2 全国の47都道府県労働局すべてにおいて、物品の購入に当たり、納入されていない物品を納入されたこととして虚偽の内容の書類が作成されていたほか、多くの労働局において、庁費、謝金、旅費、超過勤務手当等の不正支出が組織的かつ恒常的に行われ、加えて国庫金の領得などの事態が引き起こされ、使途についても不明な部分があったことは、極めて遺憾である。

政府は、この大規模な不正行為を厚生労働省の特定監査で確認できなかったこと、並びに発見された不正経理の範囲が年々拡大し、3年続けて警告等を受ける事態を引き起こしたことの責任を重く受け止め、都道府県労働局に対する監査体制の一層の充実を図るとともに、他機関においてもこのような事態が二度と起こることのないよう、会計経理の適正化、倫理の徹底及び綱紀の肅正に万全を期し、不正経理の根絶を図るべきである。

- 3 社会保険庁において、国民年金、厚生年金の支給漏れにより年金給付額を訂正した件数が平成13年度からの6年間で約22万件に達していることに加え、該当者不明の年金保険料納付記録の件数が約5千万件に達しているなどのずさんな記録管理が明らかになり、公的年金に対する国民の信頼を大きく失墜させたことは、極めて遺憾である。

政府は、年金給付額の誤りを防止するため、年金受給開始手続時における厳格なチェ

ック体制の構築に努めるとともに、該当者不明の保険料納付記録の早急かつ徹底的な調査、これまでの支給漏れ実態の把握、救済策の検討等に真摯に取り組み、公的年金に対する国民の信頼回復に万全を期すべきである。

- 4 国土交通省発注の水門設備工事の入札に関して、談合撲滅の先頭に立つべき同省が中央省庁として初めて官製談合防止法に基づく改善措置要求を受け、さらに、緑資源機構発注の林道整備調査の入札に関して、同機構及び農林水産省所管公益法人の役員等が独占禁止法違反容疑で逮捕されるという官製談合事件が相次いで発生したことは、極めて遺憾である。

政府は、官製談合の排除等に関する度重なる本院の警告にもかかわらず、このような事態に至ったことを真摯に受け止め、これら事案の徹底説明は当然のこと、談合情報を得たときは談合の存否の確認に努めるとともに、公共工事に係る入札契約方式の改善、天下りの自粛、職員の意識改革などの方策を講じ、官製談合の根絶に尽力すべきである。

- 5 電力各社の原子力発電所における総点検の結果、北陸電力株式会社志賀原子力発電所1号機の臨界事故隠ぺいなど、悪質な法令違反 11 事案を含む多数のトラブル隠しやデータ改ざん等の実態が明らかになったことは、遺憾である。

政府は、安全の確保よりも原子力発電所の稼働を優先させてきた電力業界の体質を根本的に改めさせ、電力各社に対して、不正を許さない仕組みの構築、事故やトラブルに関する情報の業界内での共有等を徹底させるとともに、現在の検査制度の実効性をより高め、この種事案の再発防止と安全確保に万全を期し、原子力発電に対する国民の信頼確保に一層尽力すべきである。

- 6 基地周辺対策の実施に当たり、一部の防衛施設局において、職員の不適切な業務処理に基づく申請により操業実態のない漁業者に対する損失の補償が行われ、公金が不適正に支出されていたことは、遺憾である。また、一部の防衛施設局において、防衛施設庁本庁の通達では対象とならない住宅に対して独自の処理方針に基づき防音工事の助成が行われるなど、公金の適正支出に疑念を抱かせる事案が明らかになったことは、看過できない。

政府は、この種事案の有無等について早急に調査し、不適正に支出された公金の返還を求めるなど適切な対応を行うとともに、再発防止のため、防衛施設局における審査体制等について所要の見直しを行うべきである。

#### 〔措置要求決議〕

- 1 特殊法人の独立行政法人化等に係る会計処理の透明性の向上について
- 2 独立行政法人の業務発注に係る契約方式及び事務事業の見直しについて
- 3 電子申請等のIT利用促進について
- 4 科学技術関係補助金等の不正使用防止について
- 5 保険金不払い等の再発防止と利用者保護について
- 6 地方自治体の裏金、官製談合に対する指導監督について
- 7 無償資金協力に係る入札及び案件監理体制について

- 8 特別会計の剰余金及び積立金の財政健全化のための更なる活用について
- 9 公会計の整備について
- 10 裁判員フォーラム開催に係る不適正経理について

〔検査要請〕

- 1 タウンミーティングの運営に関する請負契約について（以上 19 年 2 月 21 日議決）
- 2 独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について
- 3 独立行政法人日本スポーツ振興センターにおけるスポーツ振興くじの実施状況について（以上 19 年 6 月 11 日議決）

## 5. 主な委員会質疑の概要

平成 17 年度決算審査に係る質疑項目は極めて多岐にわたるが、本稿では「政府が講じた措置」に関する質疑や警告等につながった質疑などから、その一部を紹介したい。

〔公共調達適正化について講じた措置に対する質疑〕平成 16 年度中に中央省庁が実施した 1 件 500 万円以上の契約件数の約 70%が随意契約となっており、中でも、多数の O B が天下っている所管公益法人との契約では、随意契約割合が 100%、あるいはそれに近い高率になっている例が少なからず見受けられること等から、平成 16 年度決算に係る「警告」において、随意契約や所管公益法人等への業務委託の在り方を見直し、公共調達の適正化に努めるよう政府に求めている。19 年 1 月に提出された「政府が講じた措置」には、17 年度実績で合計約 3.4 兆円の随意契約のうち、約 2.1 兆円を一般競争入札に移行することを柱とする「随意契約の適正化について」を 19 年 1 月に取りまとめ、今後もこうした措置を着実に実施することにより公共調達の適正化に努める旨、報告されている。

決算審査においては、見直し後も約 1.3 兆円の調達引き続き随意契約とされる理由について、財務省の見解が問われた。これに対し財務省は、「ライセンス国産による防衛装備品の調達や貨幣の鋳造など法令等により契約先が特定されているものや、電気、ガス、水道等といった契約の性格上引き続き随意契約によらざるを得ないものが含まれる」旨答弁した<sup>7</sup>。

また、公益法人の随意契約について、競争契約に移行できる額が約 1.6 兆円あるのに、19 年度予算への反映額が 106 億円に止まるのは少なすぎることにつき、所見が求められた。これに対し尾身財務大臣は、「情報システムやコピー機の借料等に係る経費を始めとする 106 億円のみを、効率化を確実に反映できる予算として整理した。その他の経費についても効率化が期待できるが、予算への反映額を正確に示すことは困難である。今後現れてくる効果は、次年度以降の予算に的確に反映していきたい」旨答弁した<sup>8</sup>。

さらに、各府省の取組を今後もフォローアップしていく必要性などの多くの質疑応答がなされた。

〔国交省発注の水門工事及び緑資源機構発注の林道整備調査を巡る官製談合〕国土交通省発注の水門設備工事に係る入札において、公正取引委員会から、中央省庁として初めて官製談合防止法に基づく改善措置要求を受け、また、農水省所管の(独)緑資源機構発注の

林道整備調査業務等に係る入札談合疑惑に関して、同機構及び同省所管公益法人が独占禁止法違反の疑いで公正取引委員会の強制捜査を受けるに至るなど、官製談合が相次いで発覚した。

決算審査においては、国土交通省に官製談合防止法が適用されたことの見解と対応が問われた。これに対し冬柴国土交通大臣は、「このような官製談合が指摘されたことは誠に遺憾であり、国民に心からお詫びしたい。事務次官を筆頭とする入札談合対策委員会を立ち上げ、事案の背景、動機等も含めて事案の究明に当たっている」旨答弁した<sup>9</sup>。

また、緑資源機構等の談合疑惑への対応が問われ、農林水産省は、「独占禁止法違反の疑いを受けていることは極めて遺憾である。農林水産省としては第三者による委員会を発足させ、抜本的な再発防止策を検討してもらおう。併せて、林野庁及び緑資源機構から受注法人への再就職の自粛、発注事業の一般競争入札への切り替えを進めていく考えである」旨答弁した<sup>10</sup>。

さらに、緑資源機構が落札率を下げるために予定価格を通常よりも高く設定している疑いがあり、予定価格が適正だったのか検査すべきと問われ、大塚会計検査院長は、「同機構は毎年検査を行っており、報道や国会等での審議を踏まえ、予定価格の積算等については一層留意し鋭意検査を行っていきたい」旨答弁した<sup>11</sup>。

〔基地周辺対策における公金の不適正な支出等〕 基地周辺対策の実施に当たり、福岡防衛施設局において、職員の不適切な業務処理に基づく申請により操業実態のない漁業者に対する損失補償が行われ、また、横浜防衛施設局において、防衛施設庁本庁連達では助成対象とならない住宅に対して防音工事の助成が行われるなどの不適正な業務処理の実態が明らかになった。

決算審査においては、漁業補償不正受給問題を受け、全国で補償を受けている320漁協すべてを精査すべきと問われた。これに対し防衛省は、「19年1月に調査委員会の設置を命じ、並行して他の防衛施設局についても調査を実施した。今日まで同様の不正は確認されていないが、国民の税金を使うとの観点から、適正な執行に努めたい」旨答弁した<sup>12</sup>。

また、基地周辺対策経費を精査することにより、経費節減の努力を行うことの決意が求められた。これに対し久間防衛大臣は、「今まで実施してきたものを惰性で延長していくことなく、もう一度精査した上で、もう少し安くできないか、必要かどうか等、内部で検討しながら取り組んでいきたい」旨答弁した<sup>13</sup>。

〔電子申請等のIT利用促進〕 平成13年度以降、電子政府の実現の観点から、それまで書面で行われていた申請や入札手続の電子化が進められた。しかし、電子申請システムの利用率は著しく低迷し、16年度の電子申請率は、汎用システム及び専用システム合計で0.94%と極めて低い状況となっている。

決算審査においては、40億円を費やした旅券電子申請システムの利用が約300件にとどまったまま運用停止となったことについて所見が問われた。これに対し高市IT担当大臣は、「利便性等を踏まえたリスク管理が甘かった点の責任は十分認める。外務省が現時点で運用を停止したことは的確な判断であった」旨答弁した<sup>14</sup>。

また、電子申請システムの今後の利用促進についての意気込みが問われ、高市IT担当



大臣は、「現時点の利用率は低く、このままで終わってしまつては税金の無駄遣いになる。18年3月に策定したオンライン利用促進のための行動計画については19年3月に追加措置を盛り込んで改訂した。また、電子政府評価委員会の評価や改善策も踏まえ、利便性の向上、効果的な周知広報に努めたい」旨答弁した<sup>15</sup>。

〔無償資金協力に係る入札及び案件監理体制〕 一般プロジェクト無償資金協力に係る入札について、平成16年度及び17年度における落札率が99%以上となる事例が全体の約6割を占め、そのうち不落随契となった事例が多数に上るなど、競争性の向上が必要な状況にあり、また、草の根・人間の安全保障無償資金協力案件について、案件終了時の現場確認や事後のフォローアップが不十分な在外公館が多く見られ、我が国の供与した資金の利用状況等に関する検証が十分になされているとは言えない状況となっている。

決算審査においては、一般プロジェクト無償の施設建設案件の入札において落札率が高くなっていることにつき見解が問われた。これに対し外務省は、「受注企業が厳格な工期を守ることや海外でのリスクを負うわけで、応札業者数がやや少なめであるのは事実。また、外務省としてもコスト縮減のために精緻な積算を行い予定価格の設定をしているため、落札率が高くなることもあると考えている。ただ、入札における公正、自由な競争の確保や、入札参加者の拡大を図ることは重要であり、JICA等と協力しつつ、入札期間の延長、契約の細分化、入札参加資格の緩和など競争性、公正性向上に取り組んでいきたい」旨答弁した<sup>16</sup>。

また、草の根・人間の安全保障無償を実施している公館及び案件数、金額、人員体制が問われた。これに対し外務省は、「17年度には110公館において1,633件、約144億円の草の根無償を実施した。草の根無償を含む経済協力担当者は約260名で、そのうち約110名が外務省プロパー。その中で草の根単独の担当者はなかなかいないというのは指摘のとおりである」旨答弁した<sup>17</sup>。

## 6. 終わりに―決算審査の今後の課題

今後、決算審査を一層充実させていくためには、なお幾多の課題が残されている。

第1は、決算書と予算書、政策評価の連携強化である。現行の決算書では個々の政策ごとの決算を読み取ることはできない。決算書から各省の政策ごとの決算が読み取れるようになれば、決算審査の重要性は飛躍的に高まる。この点に関して「経済財政改革の基本方針2007」（19年6月19日）に、「政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるように、予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）と政策評価の単位とを対応させる等の見直しを行い、平成20年度予算から実施する」と明記されていることは注目に値する。

第2は、公会計の整備である。近年、予算書・決算書で把握されている現金のフロー情報に加え、公的資金で形成された資産や国債等の債務残高といったストック情報を含めた国の財務状況全体を把握し、管理することが重要となっている。政府は、企業会計の考え方をういた「国の財務書類」や「省庁別財務書類」を作成する等、公会計の整備に取り組んでいるが、公表の時期は決算の国会提出の時期から大幅に遅れており、また、その内容も

あくまで試算にとどまっている。この件に関しては、平成 17 年度措置要求決議として政府に措置が求められたところであり、政府による公会計の一層の整備が待たれるところである。

今後、これらの課題の着実な実現を政府に求めつつ、参議院としても更なる決算審査の充実を絶えず模索し、予算審議への一層の反映を実現していくことが強く求められている。

---

1 平成 18 年 6 月、平成 16 年度決算審査に係る「内閣に対する警告」及び「内閣及び会計検査院に対する措置要求決議」が行われた。これに対し、19 年 1 月 25 日、内閣に対する警告について講じた措置が内閣総理大臣名で参議院議長に提出され、内閣及び会計検査院から決算委員会に提出された平成 16 年度決算審査措置要求決議と併せて、19 年 2 月 21 日、決算委員会において説明が聴取された。

2 平成 17 年度決算審査措置要求決議は、内閣及び最高裁判所に対して行われた。

3 国会法第 105 条には、「各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる」と規定されている。なお、平成 17 年度決算審査における「検査要請」としては、この 2 項目以外に、平成 19 年 2 月 21 日に「タウンミーティングの運営に関する請負契約について」が行われている。

4 7 件の検査要請に対する報告とは、「特別会計の状況」、「各府省におけるコンピュータシステム」、「地方財政の状況」、「政府開発援助（ODA）」、「社会保障支出の現状」、「独立行政法人中小基盤整備機構の実施する高度化事業」、「中心市街地活性化プロジェクトの実施状況」である。

なお、9 項目の残り 2 件は、「国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等」、「独立行政法人の業務運営等の状況」であり、これらは平成 17 年 10 月に提出され、既に決算委員会で審議済みである。

5 5 件の随時報告とは、「土地改良負担金総合償還対策事業のために国庫補助金により造成された土地改良負担金対策資金について、資金規模を資金需要に対応したものに改めるよう農林水産大臣に対して改善の処置を要求したもの」、「高速道路の建設事業に係る入札・契約制度の見直しの状況等」、「成田国際空港株式会社における空港施設等の整備事業に係る入札・契約の実施状況等」、「関西国際空港の経営において、長期有利子債務の確実な償還を図り、安定的な経営基盤を確立するため、経営改善に努めることが必要な事態」、「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人改革に伴う財務処理の状況」である。

6 平成 17 年度決算における政府関係機関は、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行の 8 機関である。

7 第 166 回国会参議院決算委員会会議録第 2 号 4 頁（平 19. 3. 16）

8 第 166 回国会参議院決算委員会会議録第 2 号 9 頁（平 19. 3. 16）

9 第 166 回国会参議院決算委員会会議録第 10 号 20 頁（平 19. 5. 28）

10 第 166 回国会参議院決算委員会会議録第 7 号 26 頁（平 19. 5. 9）

11 第 166 回国会参議院決算委員会会議録第 10 号 21 頁（平 19. 5. 28）

12 第 166 回国会参議院決算委員会会議録第 4 号 12 頁（平 19. 4. 16）

13 第 166 回国会参議院決算委員会会議録第 4 号 14 頁（平 19. 4. 16）

14 第 166 回国会参議院決算委員会会議録第 2 号 16 頁（平 19. 3. 16）

15 第 166 回国会参議院決算委員会会議録第 7 号 17 頁（平 19. 5. 9）

16 第 166 回国会参議院決算委員会会議録第 2 号 24 頁（平 19. 3. 16）

17 第 166 回国会参議院決算委員会会議録第 10 号 14 頁（平 19. 5. 28）